

(別紙)

1 災害時の医療的ケア児家庭に対する電源確保策と日常的な信頼関係づくりについての調査

(1) 日 時：令和7年12月16日 午後3時～4時

(2) 場 所：長野県社会福祉協議会

(3) 対応者：竹内善彦氏（長野県社会福祉協議会常務理事）、山崎博之氏（同協議会まちづくりボランティアセンター主査）、岡宮真理氏（同センター職員）

(4) 概 要

① 調査の目的

災害時の電源確保が課題となる医療的ケア児に対し、電気自動車など給電機能を持つ車両を活用して電源を確保する仕組みを構築するとともに、平常時からの信頼関係づくりを目的とする「つながりづくり事業」の内容を学び、本県における障がい児・者への災害対応支援策に生かしたい。

② 調査先の状況

今回の調査では、長野県の社会福祉協議会が実施している「つながりづくり事業」について説明を受けた。

同事業は、令和元年に長野県を襲った台風第19号を契機に開始されたものだという。当時、災害時に電源を必要とする人が多くいたことを受け、同協議会では避難施設における電源確保に取り組むとともに、自動車メーカーの協力を得ながら、電気自動車等を活用した給電体制の構築を進めてきた。その取り組みの一つとして、給電ボランティアの仕組みづくりから事業がスタートしたとのことであった。

事業を進めるなかで大きな課題として挙げられたのが、支援を必要とする人と支援を行う側との「マッチングの難しさ」である。この課題に対応するため、災福ネット（長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会）を中心に、学習会の開催、当事者参加型の訓練、啓発ツールの開発などに取り組み、県内10か所（圏域ごとの開催を軸にしていると考えられる）で事業を展開しているという。

学習会や訓練を通じて明らかになった点として、福祉避難所の設置・運営に関わる関係者の間でも、災害時対応に関する認識に差があることが挙げられた。例えば、気象条件によっては人工呼吸器に水滴が入り、生命に危険が及ぶ可能性があるといった点についても、必ずしも十分に共有されていない場合があるという。こうした具体的なリスクについて、一つひとつ認識を共有していくことが重要であるとの説明があった。また紙芝居の作成なども行い、障がいそのものについての認識を深める取り組みも行っているということだった。

また、当事者と支援者が顔の見える関係を築くことの意義についても言及があった。当事者がそれぞれ個別の事情を抱えていることを、支援に関わる側が理解するだけでも、対応が大きく変わるとのことであった。

さらに、避難訓練の重要性が強調された。福祉避難所が定まっていない自治体があるほか、設置場所が決まっている場合であっても、保健師、市町村の福祉担当者、防災担

当者の間で共通認識が十分に形成されていない現状があるという。こうした状況のもと、本事業を通じて社会福祉協議会の関係者が関わり、当事者の要望を踏まえながら、災害時の対応について関係機関で協議を重ねているとの説明を受けた。

さらに先進事例として熊本県を視察し、「防災お散歩」と称して、災害を想定しながら地域を歩き、地域の状況や課題を把握・共有する取り組みを行っていることについても紹介があった。

③ 調査結果を本県政に活かすための展望

本県で障がい児・者の災害対応体制を強化していくうえで次のような諸点を学んできた。

第一に、災害福祉を担うネットワークづくりを、「給電ボランティア」という具体的な切り口から進めている点である。災害福祉は、医療、福祉、防災、行政、民間など多様な関係者の連携が不可欠であるが、長野県では、災害時に不可欠となる「電源の確保」を軸に据えることで、平時から当事者や支援者が関係を築く実践につながっていた。こうした分かりやすいテーマを通じた日常的な信頼関係づくりは大変大事だと考える。

第二に、避難訓練の大切さである。調査のなかでは、「電源と空間が確保されれば、災害時であっても生活を継続できる」ということが語られたが、当事者と支援者がともに参加する訓練を積み重ねていき、いわば「ご近所」レベルで支え合える関係を平時からつくっていくことが、災害時の対応力を高めることにつながるとの説明だと理解した。本県においても、福祉避難所の設置や運営にとどまらず、実際の災害を想定した訓練を通じて、関係者間の認識を共有していくことが重要である。

第三に、「電源の確保」に関する考え方である。給電車の活用は、発電機と比べて移動が可能であるなどの利点があり、有効な選択肢の一つとされていた。あわせて、個人所有の車両だけでなく、公用車の活用が必要だという認識が語られたが、こうした努力の中身は今後もよく学んでいきたい。

第四に、当事者と支援機関が平時から顔の見える関係を築き、災害時対応に関する認識を共有しておくことの重要性である。「災害福祉支援センターの常設化」が望ましいとの意見も示されていた。本県の地域特性や既存の体制を踏まえつつ、どのような形で機能的な支援体制を構築できるのか、検討を進める必要がある。

最後に、事業の継続性と財源の問題である。長野県の取り組みは、休眠預金を活用した助成事業として実施されてきたが、今年度で終了予定とされている。本県において同様の取り組みを進める場合、社会福祉協議会など関係機関の力を生かすとともに、安定的な財源確保を前提とした仕組みづくりが不可欠である。

2 原子力施設とむつ中間貯蔵施設についての調査

(1) 日 時：令和7年12月17日 14時～16時

(2) 場 所：柏崎刈羽原子力発電所

(3) 対応者：大東正樹氏（東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所副所長）、宮

澤秀治氏（同社青森事業本部青森事業所副所長）、久保智洋氏（同）

（４）概 要

① 調査の目的

世界最大級の原子力発電所であり、むつ中間貯蔵施設への使用済燃料の搬入元でもある柏崎刈羽原発は、現在、再稼働をめぐる政治判断が焦点となっている。これまで事故やトラブルが相次ぎ、事業者が再稼働と廃炉を検討している同原発を視察することで、本県の原子力行政のあり方を検討するための材料としたい。

② 調査先の状況

サービスホール（展示館・エコロンの森）で柏崎刈羽原発の概要や主な設備の構内配置、安全への取組等について説明を受けたあと、バスで構内を巡り、車内から施設を視察した。

同原発は新潟県柏崎市と刈羽村にまたがって建設されているが、柏崎市には 1～4 号機、刈羽村には 5～7 号機が設置されている。現在、すべての炉が運転を停止しており、そのうち 1・2 号機は廃炉、6 号機が再稼働するかどうかの判断待ちとのことである。1～5 号機は沸騰水型、6・7 号機はそれぞれ 1996 年、1997 年運転開始の改良型沸騰水型である。むつ中間貯蔵施設に搬入されたのは、1 号機からの使用済み核燃料だとのことであった。

世界最大の原子力発電所の総敷地面積は約 420 万㎡（東京ドーム約 90 個分）であるが、本県の東通原子力発電所の敷地は約 808 万㎡で、その 2 分の 1 弱にあたる。

安全対策については、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、津波対策として 15m の防潮堤、重要エリアへの水密扉の設置が行われている。電源については、事故時に外部電源と非常用発電機が機能しなかったことから、空冷式ガスタービン発電機車（GTG）と電源車の配備、海拔 15m 以上の場所への大容量蓄電池の増設が行われた。また、事故当時対策がなかった水素爆発・放射性物質の放出を防ぐ対策として、原子炉を冷やし続ける冷却装置、代替熱交換車と消防車の配備、「フィルタベント設備」「原子炉建屋水素処理設備」、放水により放射性物質を落とす放水砲と送水車の配備が進められていた。

従業員は 6,600 人で、8 割が県内、6 割が地元からと説明された。そのうち社員は 1,200 人、協力作業員は 4,400 人で、1 日あたり 4,500 人が従事している。訓練については、ブラインド型訓練を東電社員のみで毎月 10 回以上実施している。また、緊急対応のため 51 名が 24 時間体制で常駐しているということであった。



③ 調査結果を本県政に活かすための展望

安全対策のために膨大な金額が注ぎ込まれ危険と隣り合わせて電気を生産しようとしているのが原子力発電であることを再認識した。

柏崎刈羽原発からむつ中間貯蔵施設への使用済み核燃料は、すでに 2024 年 9 月に 1 基 12 トン、2025 年 10 月 28 日に 2 基 24 トンが搬入済みである。当面、2026 年度上期に 3 基 36 トン、下期に 2 基 24 トン、2027 年度に 5 基 60 トンの搬入が計画されており、合計すると 13 基 156 トンになる。使用済み核燃料は再処理されることを前提としているが、六ヶ所再処理工場稼働の見通しがなく、再処理にともなって発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分地も決まっていない。こうした原子力政策全体をみたときに、現段階での再稼働はあまりにも無謀で後世に対して無責任である。

視察のなかでは、安全対策としてさまざまな設備が施され、訓練が行われていることの説明があった。原子力施設が存在する以上、事故時の対応に万全を期すことは当然必要なことだと考える。しかしこうした取り組みが、実際に事故が起こった際にどれほど機能するのかという点では不安が残った。

3 小水力発電の現状と可能性、地域密着の再生可能エネルギーの展望についての調査

- (1) 日 時：令和 7 年 12 月 18 日 午前 9 時 30 分～12 時
- (2) 場 所：富山国際大学、富山市内の常西公園小水力発電、東町・東新町公民館小水力発電所、常西幹線発電所、流杉放水路、西番小水力（マイクロ）発電所
- (3) 対応者：上坂博亨氏（富山国際大学教授、全国小水力利用促進推進協議会代表理事）、水谷英二氏（水土里ネット常西用水事務局長）、久保嵩氏（常西用水土地改良区維持管理課係長）
- (4) 概 要
 - ① 調査の目的

小水力発電を地域資源と結びつけ、地域活性化に取り組んでいる全国小水力利用推進協議会代表理事の上坂博亨氏（富山国際大学教授）から話を聞くとともに、いくつかの施設を見学し、本県における再生可能エネルギー振興のあり方を探究したい。

② 調査先の状況

小水力発電を行うためには、十分な流量と有効落差があることが基本条件であり、自治体が企業局等を設置すれば発電事業として売電が可能となる。発電した電力は新電力等に販売することで事業が成り立ち、制度面では FIP 制度を活用することで、市場価格に連動しながらも一定のプレミアムが上乘せされ、安定した収入の確保が可能になるとの説明があった。

同時に、実際に小水力発電を導入する際には、①経済性の確保、②制度・水利権の整理、③地域に技術者がいるかどうか、④地域合意を得られるかどうか、という四つの大きな障壁があるとされた。特に土地改良区が主体となる場合には組合員の合意が不可欠であり、「油などが流れてくるのではないか」「溢水が起きないか」「用水路を改変された

くない」「地下水に影響が出ないか」などの懸念に対し、丁寧な説明と信頼関係づくりが重要であるとのことであった。

地域経済への効果としては、約 100 戸規模の集落で小水力発電が実現した事例では、年間約 4,500 万円の定期収入が見込まれ、設備費が約 4 億 5 千万円であれば 16~17 年程度で償還が可能となり、その後は地域に還元され、伝統芸能の維持、草刈り費用、寺社の補修など、地域活動の財源として活用されているとの紹介があった。導入に向けた第一歩としては、現地の流量調査を行うこと、あわせて土木工事等を担える人材が地域に存在するかを確認し、事業化の可能性を探ることが重要であるとされた。

提供資料によれば、常願寺川水系では農業用水を活用した小水力発電施設が 8 か所・8 発電所あり、合計最大出力は 2,067kW となっている。運営主体は、常願寺川沿岸用土地改良区連合会、富山市、常西用水土地改良区、富山県企業局、常東用水土地改良区など多様であり、最大出力は常東用水土地改良区の 529kW、最小は富山市常西公園発電所の 9.9kW である。また、有峰ダムなどの大規模水力と小水力を合わせると 28 か所の発電所があり、最大出力は 82.5 万 kW に達しており、一本の河川流域の活用によって原子力発電所 1 基分に迫る規模の電力を生み出している点が示された。

現地視察では、常西公園小水力発電所、東町・東新町小水力発電所、西番小水力発電所、常西幹線発電所を見学した。常西幹線発電所では、常西用水土地改良区事務局長および維持管理課係長から説明を受けた。同地区では、平成 27 年度から令和元年度にかけて総事業費 14 億 4,400 万円を投じ、小水力発電施設が整備されている。既存の水利施設内に管路を施工することで、用地補償費の削減と環境負荷の抑制を図っている点が特徴であり、発電した電力はすべて電力会社に売電されている。年間電力供給量は約 259 万 kWh、二酸化炭素削減量は約 1,427 トンとされ、農業用水と発電の両立が図られている状況が確認された。



③ 調査結果を本県政に活かすための展望

小水力発電が豊かな可能性を持つことを実感したが、同時に、それを普及させるためにはさまざまな条件が必要だということも感じた。富山市での経験から学び、本県の実情に即して活用が図られるように提言していきたい。

「川一本で原子力発電所一基分の発言が可能だ」という説明が印象に残った。実際にはさまざまな条件がそろったなかで「原子力一基分」の小水力発電施設群となると思うが、あらたな可能性を示すものでもあると思う。

収益の関係では、固定価格買取制度自体が赤字にならない設定になっているため、その間は安定して収益を上げることができるという説明だった。それを、地域振興のためにつかうこともできており、地域では、「みずから作ったエネルギーで地域を支える」という循環が始まっていることを感じた。同時に、FIT/FIP 終了後の収益体制も課題になってくると思う。そこがクリアできれば、「地産地消」のエネルギーとして地域資源を活かすことができる展望がみえてくると感じた。

わが国のエネルギー政策は、昨年 2 月に策定された第 7 次エネルギー基本計画において、「(原子力発電を) 最大限活用する」方針へと転換し、原発の再稼働や次世代革新炉の開発を進める方向へ大きく舵を切った。しかしこの方向性は、福島第一原発の過酷事故を引き起こし、いまなお事故処理が終わらず、故郷に帰れない住民が存在する現実を踏まえるならば、誤った政策であると考える。基本は、再生可能エネルギーの活用を最大限に進めることである。そのためにも、青森県の豊かな水資源を生かした小水力発電が着実に前進するよう、今後も質問と提言を重ねていきたい。

4 クマなどの出没を早期に把握するための仕組みづくりについての調査

(1) 日 時：令和 7 年 12 月 18 日 午後 1 時～2 時

(2) 場 所：富山県庁

(3) 対応者：石黒裕崇氏（富山県生活環境文化部自然保護課副主幹・野生生物係長）

(4) 概 要

① 調査の目的

第 4 回「Digi 田（デジ田）甲子園」で地方公共団体部門の優勝に輝いた富山県のクマ対策 DX の取組を調査し、デジタル技術を活用したクマなどの早期発見の仕組みづくりに、本県として活かすための参考としたい。

② 調査先の状況

石黒氏より、「クマ等の出没を早期に把握するための仕組みづくりについて」説明を受けた。取組のきっかけは、2019 年にクマの出没件数が 919 件（人身被害 20 件）に達し、例年の出没件数が 100～300 件程度であることと比べても、突出して多い状況となったことである。同年には、北陸電力の鉄塔保守作業員がクマに襲われ負傷する事故も発生した。こうした事態を受け、2021 年からクマ対策 DX の取組がスタートした。

進め方の工夫として、富山県内の市町村が一丸となり、多くの実務者（自治体職員）

から現場の困りごとや課題について意見を募り、それをもとにデジタル技術や野生動物管理の専門家の知見を生かすことで、実用性・実現性の高いシステムづくりが進められたということだった。

システムの特徴としては、野生動物調査で主流となっているトレイルカメラを活用している点が挙げられる。トレイルカメラは熱の動きに反応して自動撮影できる便利な機器であるが、当初はクマ以外の動物の画像が大多数を占め、通知が大量に届くことが課題となっていた。そこで AI と自動撮影カメラを組み合わせることで、クマ等の害獣の画像のみを自動で抽出する仕組みを構築し、必要な人に確実かつ高精度な情報を届けられるようになった。これにより、人身被害の未然防止や農作物被害の低減につながっている。

システムの実現に向けては、北陸電力が野生動物管理の有識者と連携しながら全体のコーディネートを担い、デジタル技術の専門企業、サービス提供事業者（ほくつう）、コア技術を担う企業（ガム）などとの協力体制が構築された。その後も改良が重ねられ、カメラ設置地点ごとの撮影画像を容易に閲覧できる機能や、トレイルカメラの稼働状況を監視する仕組みを導入するなど、利便性が大きく向上している。

また、富山市では防災無線と連動させた取組も行われている。これら一連のシステム構築に要した経費は約 1,000 万円とのことであった。

③ 調査結果を本県政に活かすための展望

本県においてもクマの出没は深刻な課題で、12 月現在で出没件数は 3,000 件に達している。農作業中の人身事故や農作物被害が発生した。こうした中、本県でも、自動撮影や AI 等を活用して農地への侵入を自動で検知し、音や光で追い払うとともに利用者へ通知するシステムの現地実証が進められている。さらに、2025 年 11 月議会の補正予算では、箱わなに同様のシステムによるものとみられるカメラを設置し、現地に行かなくてもクマが掛かっているかを確認・回収できるようにするための予算が措置された。

本調査を通じて明らかになったのは、こうした仕組みが、クマに限らず他の鳥獣被害にも応用可能であるという点である。今後は本県においても、クマだけでなく、サル、イノシシ、鳥類などによる被害対策にも適用が広がるよう提言していきたい。

また、困難な課題に対して、県が主導して解決のためのシステムを構築している姿勢の重要性を痛感した。本県特有の雪害や凍霜害などに対しても、デジタル技術を活用した新たな対応が可能ではないか、引き続き検討していきたい。